

1880年代以降第二次大戦期に至るまでのタイ政治においては、政治指導者によって日本の政治制度や政治思想が政治的議論や主張のなかで頻りに言及され、比較された。彼らが日本政治を引用する度合は欧米のそれを引用する度合を遙かにしのいでいた。

とりわけ1910年代初から1930年代の政治変革期においてはアジア先進国である日本の政治をモデルとすることの是非が熱心に議論された。立憲制の導入、国王制のあり方、軍の役割、政党論などの多岐にわたる議論において日本の政治がケースとして取り上げられタイのそれと比較された。しかも日本政治についての評価は政治指導者の政治的立場の多様性のため、一様ではなかった。

本報告ではタイ近代政治史上の重要な転換期においてタイ政治指導者によって日本政治がいかに比較され、議論されたかをタイ政治史の文脈のなかで明らかにしようとする。このような試みが日本を含む東・東南アジアにおける比較政治研究になんらかの意義をもつことを期待し、本報告者の調査は未だ十分とは言えないがこれまでの調査の範囲にて敢えて報告するものである。御批判を頂ければ幸甚である。

本報告ではタイ近代政治史において重要な3つの転換期、即ち、①1885年から始まるチャクリー改革期、②1912年の最初の立憲革命の試み（ラッタナコーシン130年の反乱）の時期、③1932年立憲革命の時期を、対象とする。

これら3つの時期における日本モデルに関する議論を要約すると①の時期については欧州もしくは「東洋で唯一西欧の道を歩く日本」をモデルとしてタイにも立憲制を導入すべきであるとプリサダーン親王など若手王族や官僚が上奏したのに対して、チュラーロンコーン王は欧州の歴史とタイの歴史は異なっており、王の役割も異なっているのでタイの参考にはならないと答え、上奏とは全く逆方向の改革の方法、即ち、タイの独立維持のためには強い王権による強力なリーダーシップによる改革が必要であると唱え、それを実行した。

②の時期においては日本の発展・成功の原因は立憲制にあるとしてタイでも日本の例に習い立憲制を導入しようとしてクーデタを計画したクン・トゥアイハーンピタック大尉ら若手将校の1912年反乱未遂事件に対しワチラーウット王は直ちに『一例としての日本』を著し日本の発展・成功と立憲制の導入とは全く無関係であり、その原因は武士道にみられる天皇への忠誠心にあると主張した。そして日本の武士道に習い自分への忠誠を要求した。かれは父王以上にタイの政治体制の独自性に価値があることを強調した。

③の時期においては人民党がプラチャーティボック王以下王族の失政を非難して1932年立憲革命を起こす。革命で官職を追われた旧政府高官の一人で革命直後に複数政党制を唱えて政権党である人民党に対抗する民族党の結成を試みたプレイヤー・サラーパーピパットは1933年に日本訪問記『私の正夢』を著しそ

の中で日本の政党政治を評価すると共に、乃木大将の明治天皇に対する忠誠心に自らのタイ王族に対する気持ちを重ね合わせて味わった深い共感を披瀝した。また、彼は日本では憲法が天皇によって下賜されたことを讃え、プラチャーティボック王に日本の天皇と同様に欽定憲法を下賜する機会を与えなかった人民党を非難した。プレー・サラパイピバットなど人民党以上の民主主義をもとめるROYALISTに反動派のレッテルを貼って弾圧した人民党の軍人指導者ビブーンソンクラームは立憲革命の目標はタイを欧米・日本並の大国にすることにあるとして、大国の要件として立憲制と軍事力を挙げ、日本からタイも特に後者を学ぶべきであると主張した。一方、立憲革命後初めての選挙ででてきた国会の選出議員は複数の政党活動が認められている日本をモデルとするように人民党政府に求めた。

以下各時期に分けてみてみよう。

I。タイ人の政治論議のなかで日本の例を取り上げた最も初期のものとしては1885年1月に駐仏公使プリサダーン親王を中心とする11名の王族・官僚がチュラーロンコーン王（在位1868-1910）に提出した上奏書がある。この上奏はビルマの独立喪失を目前にしたチュラーロンコーン王がタイの独立に危惧を覚え、独立維持のための方法を諮問したのに答えて出されたものである。上奏書は独立維持のためには西欧諸国からタイが文明国と認められねばならないが、西欧諸国は民意に基づかぬ専制君主の政府では正義は守れないと信じていると述べ、独立維持のための処方箋としては西欧もしくは東洋で西欧の道を歩む唯一の国である日本をモデルとした政体を作ることである、またこのように立憲制を導入して人民を政治に参加させることは、人民のNATIONへの帰属意識を高め、愛国心を培い外敵にあたる力を生み出すと提案した。この上奏書のなかで日本は東洋で西欧の道を歩む唯一の国として評価されている。

ところが上述の上奏はチュラーロンコーン王が考えていた政治改革とは全く逆方向のものであった。国王は強い王権のもとで強力で改革をすすめることを考えていたからである。国王は半独立的な世襲制地方統治者を抱え、中央のコントロールが下部まで貫徹し難い従来の行政制度を改革して、新たに機能毎に分割して設けた中央の新省庁を頂点とし地方末端にまで至る中央集権化した行政制度を1892年までに構築した。これにより従来の地方支配者に代えて中央の新官庁で採用した官吏を派遣し地方を完全に掌握することができた。この改革はチャクリー改革と言われる。1927年にプラチャーティボック王は父王のこの改革を日本の明治維新に匹敵する大改革であり、しかも明治維新とは異なり無血で実現したと賞賛している。

しかしチュラーロンコーン王の改革はここまで終わっている。西洋事情と西洋史に通じていたチュラーロンコーン王はタイの歴史と西洋の歴史は違う。西欧の王権は人民の国王への不満が爆発した革命のために制限されたが、タイでは人民が国王に強制するという事件は生じたことがない。タイの国王は逆に遅れた人民をリードしてきた。またシャムでは国王も仏教的DHARMAの支配下にある。そのため人民の国王への信頼は深く、たとえ議会を設けて人民代表を選出したとしても人民は人民代表よりも国王に従うであろう。などとシャムの専制君主制に絶対的自信を示した。チュラーロンコーン王は1903年に『団結について』という

勅語を官僚に与えたが、そのなかで「シャムとヨーロッパとは異なる歴史過程を経ているので、シャムに西欧政治思想をそのまま導入しようとするのは大きな過ちである。我々は小麦についての農学書を使ってシャムで米作をすることはできない」と語り立憲制など考えずに国王のリーダーシップの下に全官僚が団結することを改めて求めている。

ところで日本を「東洋で西欧の道を歩く唯一の国」と評価した明治18年の上奏者たちも当時の日本を西欧諸国と肩をならべる大国と見ていたわけではないことは言うまでもない。日清戦争当時においてもタイ知識人は日本の国力は清の足もとにも及ばぬほど小さいものと見ていた。タイ人による新聞・雑誌の発刊は1890年代に始まるが、日清戦争の進行中に発刊された王族・高官の雑誌『ワチラーン』の第1巻第1号(1894年10月)の中で開明的青年王族ピタヤロンコーン親王は日清戦争では清の勝利は確実であると断言している。勝敗が決したのちの同誌第15号(1895年12月)ではピタヤロンコーン親王は「どうして清が敗れたか」という一文を物し、清の専制政治の腐敗を敗因として指摘しシャムへの警鐘ともしている。

タイで日本に関する最初の単行本としてはピタヤロンコーン親王の『ロシアと日本の戦争』が1904年に出版されている。このことにも象徴されるように日本がタイにおいて大国とみられるようになるのは日露戦争前後においてである。チュラーロンコーン王は死去の2カ月前の1910年8月に大隈重信編の『Fifty Years of New Japan』を読み「シャムの歩みが間違ったのか正しかったのか自らを照らす鏡とせよ」と内務大臣のチャオブラヤー・ヨマラートに一読を命じ、かれに宛てた書簡の中で「日本が為政者の思い通りに発展したのは高官たちの腕が良かったからに違いない。見ていても楽しくなる。一方、我が方を振り返ると嘆息が漏れるばかりである。吾とともに嘆息せよ」と記している。

Ⅱ。チュラーロンコーン王の死後、跡を継いだワチラーウット王の時代(1910-1925)になると父王がシャムでは人民が国王を強制する事件は生じたことがないと自信を持って語ったことばに反する現実が起こってしまった。ラッタコーシン130年の反乱である。1912年3月密告により、反乱計画の首謀者であった士官学校軍医長のクン・トゥアイハーンピタック大尉ら100名以上が逮捕された。裁判後有罪判決を受けたのは92名のうち85名が陸軍の青年将校であった。(残り3名海軍将校、4名司法省職員)。彼らはクーデタによる立憲王制もしくは共和制の樹立を計画し会員を募り、会合を重ねていた。クン・トゥアイハーンピタック大尉宅の捜査で発見された『国家の衰退と発展について』という文書に彼らの考えが良くしめされている。この文書は、Absolute Monarchy, Limited Monarchy, Republic, の三章からなり、中でもシャムの専制君主制を糾弾したAbsolute Monarchyの章ではシャムの政治と日本の政治の比較が議論の中心をなしている。その章に日く「専制君主制の国王は人民の苦しみや国家の衰退を顧慮することなく自己とその一族及び佞臣の享楽と満足のために歳入を浪費する。それ故にAbsolutismで統治する国は衰退し良き統治制度をもつ国の植民地とされる他はない。非道野蛮な専制君主制度を変える以外には植民地化を免れる途はないのである。日本はアジアにある小国ではあるが、欧米の大国と同等の勢力を持

っている。これは統治改革を急速に進めた結果である。世界中が日本の急速な変化に啞然とするほどである」、「シャムは日々力を失っている。その理由は自己防衛の手段を十分に備えるための資金を欠いているからである。外国には領土を次々に切り取られている。日本のことを考えてみよ。シャムより小さな国土の日本が（欧米の）大国と同等にわたりあえるだけの軍事力をどうして作ることができたのか。それは日本の天皇は長らく法の下にあり、国家の歳入も全て国家のためだけに使用され誰もこれを浪費できる者はいないからである。」と。

一方、この反乱に直面したワチラーウット王は直ちに7章からなる『一例としての日本』を自ら所有するSiam Observer紙上に連続執筆し、日本の発展・成功と立憲制とは全く無関係であることを実証しようと試みた。

ワチラーウット王はまず父チュラーロンコーン王と同様にシャムでは開明的な国王が人民をリードしてきた歴史を挙げ、ラッタナコーシン130年グループの主張するような日本を真似た改革は不要であると断じる。かれは日本の天皇が政治は元老に任せ、自らは奥に隠れて神秘性を持つが故に人民に尊敬されているのに比し、シャムの国王は人民の父として彼らのなかに交じり、その生活に身近に通じることによって政治をリードしてきたと述べ、日タイの王制の違いを指摘する。続いて日本の発展と立憲制とは無関係であることを学制、郵便、鉄道、銀行、産業などを例にとりこれらの諸制度の発展は全て1889年の大日本帝国憲法公布以前に始まっていることを示す。

かれは日本の発展の原因として日タイの人口規模の違いを指摘する。日本の人口4959万人に比し、シャムの人口は900万人に過ぎず、このため（1）改革に必要な政府の財政力に大差が生じること、（2）人口過剰で貧困と飢えの脅威のある日本では安価な労働力が豊富にあることを、述べたのち更に、日本には民間に進取の気性をもつビジネスマンが存在していると付加した。かれの議論ではシャムが日本に遅れをとったのは政府の所為ではないのである。

彼は更に日本の立憲政治自体も機能していないことを指摘する。ワチラーウット王によれば日本の政治体制の実態はBureaucratic Monarchyであり、官僚・軍人の力が強く議会の多数派を握った政党も彼らの協力なしでは存立できない。また1903年初のかれの訪日時の経験でも日本人の多くが代議士を馬鹿にしており議会制を日本人全てが支持しているということではできない。日本は西洋の物真似的に憲法を作っては見たがそれは機能してはいないのである。

最後にワチラーウット王は偉大な日本が達成されたのは何故であるかを論じる。ここでは彼はラッタナコーシン130年グループと同様に軍事力の問題を持ち出す。しかし両者の議論は全くかみ合わない。ワチラーウット王は偉大な日本が達成されたのは日清、日露戦争での軍の勝利によると論ずるが、その勝利は憲法によってもたらされたのではなく、武士道精神の結果であると主張するのである。1899年に出版された新渡戸稲造の『武士道』はタイ人の日本像形成に大きな影響を今日まで与えているが、ここでワチラーウット王が持ち出した武士道精神とは日本軍人の死を恐れず天皇に命を捧げる忠誠心と愛国心であった。

ワチラーウット王は日本から学ぶものがあるとすれば武士道、即ち国王に対する自己犠牲的忠誠心であると主張した。

皇太子時代に在英9年の経験を有し西洋の政治に通暁しているワチラーウット

王は仏教に裏打ちされたタイ固有の国王制の価値を強調した。かれはアサワパーフなどの筆名を使った数々の論文で東洋の風土には立憲思想は根付かないと論じ、また自国の固有文化の価値を認めず盲目的に西洋の政治制度を輸入しようとする Cult of Imitation の信者は西洋人の嘲りと侮りをうけるだけであると説いた。

しかしワチラーウット王の上記のような主張も1918年には変化の兆しがみえてくる。彼は、のちにワチラーウット王の民主主義の実験と評価されるようになるズシッターニー・プロジェクトを開始したのである。ズシッターニーとは王宮の一角に作られた架空のミニチュア都市の名である。ワチラーウット王は自分の官吏たちをこのおもちゃの町の市民に任じ、かれらの自弁で精巧なミニチュアの家屋をつくらせズシッターニー市に設置させた。さらにこの市に憲法を与え公選市長と市議会を置いた。議会には2つの政党（青リボン党、赤リボン党）が生じ各々自派の新聞を発刊して議会の論争を詳細に報じた。ワチラーウット王もズシッターニー市の市民で彼は公選により市長に選ばれ、また議会の多数派政党の党首でもあった。

1925年11月にワチラーウット王は死亡し王弟のプラチャーティボック王が王位を継いだ。新王はシャムも好むと否とを問わず立憲制を採用せざるをえない日が来ることを認識していた。1927年7月に彼が大臣会議に検討のため提出した「Democracy in Siam」でシャムで民主主義を採用しても華僑商人が金力で議会の多数派を握ることになり国民の真の利益は代表されないから民主主義の実質が実現する可能性は少ない、それにも拘らず民主主義の外形だけは採用せざるを得ない日がくるのは避けれないと述べ、その準備として第1歩としては枢密院の機能を拡大し国王の諮問事項以外のことも審議上奏できるようにし、第2歩としては地方自治制を敷き議会運営の方法を人民に学ばせたい。このように立憲制にむけて漸進的に改革したい、と基本方針を述べた。この方針に従って1927年11月末に第1回枢密院委員会会議が開かれた。12月1日には地方自治制度調査委員会委員も任じられた。1931年アメリカに眼の治療で渡ったプラチャーティボック王は米国記者のインタビューに対し、まず地方レベルの政治参加を進めることを語っている。また帰国後国王は1932年4月のチャクラー王朝150年記念式に間に合うように憲法を起草することを命じている。しかし、上からの立憲制への改革が未だ実現しない前の1932年6月24日人民党による立憲革命が生じた。

Ⅲ。人民党は首都の軍隊を動員してクーデタを起こしプラチャーティボック王に憲法下の王となることを強いた。同王は武力抵抗を行わず要求に応じた。この結果、人民党と国王間で協約憲法が制定された。1932年12月10日に施行された憲法の中には大日本帝国憲法の「天皇は神聖にして侵すべからず」の条文がそのまま借用されていた。しかし人民党は国王には全く政治的発言権を与えなかった。そればかりか革命の日に出された人民党宣言で「国王は人民を奴隷や畜生とみなし人間扱いをしなかった。」などと国王を糾弾し、更にその2年後にも人民党の指導者ピブーンソクラームがチャクラー王朝150年の歴史において人民に役立つことは何ひとつしなかったと演説しているように人民党政権と国王との間は極めて冷えきっていた。

人民党にかつての自分の権力を全て奪われてしまった国王は人民党以上の民主主義者にならざるをえなかった。国王は人民党の権力独占に対抗する新政党の発生を期待し複数政党制を唱道した。王族に近い人々によって人民党と競う新党の組織化が行われた。その中心人物の1人がブラヤー・サラバイピバットである。かれは王族が歴代、大臣の座を占めてきた海軍大臣4人の秘書官をつとめたのち国防省局長に就任していたが立憲革命後パージされ退官させられた。かれのグループは1933年初に民族党の設立許可を人民党政府に求めたが許可されなかった。民主主義者を装う人民党政府が、国王を蔑ろにし専制権力をふるうことに怒るブラヤー・サラバイピバットは1933年5月に日本を訪問し、日本のなかに自らの正夢を見いだした。シャムのROYALIST派の当時置かれた立場からみて日本の現実には正に正夢であった。かれは人民党政権を批判する『私の正夢』を大胆にも出版した。

ブラヤー・サラバイピバットが日本で見た正夢とは何であろうか。

彼は1933年5月神戸に入港した数日後、大阪市議員選挙に立候補していた旧知の政友会ヒグチ議員候補の応援演説会弁士として演壇に立った。身近に日本の地方選挙に接することで彼は政党政治と地方自治が日本では実現していることを知った。シャムでも、もし人民党が早まった革命など起こさずプラチャーティボック王の地方自治改革を待っていれば今ごろは日本と同じことが可能となっていたはずである。憲法についても同様である。日本では1881年に国会開設の詔が出されて以後8年もかかって欽定憲法が下賜された。シャムでも国王が欽定憲法下賜の準備をしていたにも拘らず、人民党は国王に十分な時間を与えず、その功を横取りした。これは人民党が権力を独占するためであった。彼はこのような日本賞賛は人民党政府批判の裏返しであった。

彼が日本で見た最大の正夢は乃木大将の明治天皇に対する忠誠心と報恩の心情である。乃木神社の神前に立つと感動のあまり彼の皮膚は鳥肌だち、顔からは血の気が引いた。彼が合掌して英語で自分の忠君愛国の行為に対し人民党政府から受ける数々の不正義不公正な扱いに耐えうる勇気をお与えくださいと祈ると、乃木大将の姿が眼前に現れて微笑した。彼の日本訪問の目的は成就された。

彼は1933年10月にポーワラデート親王が民主化を目的として人民党閥政府の退陣を求める反乱を起こすと連座して投獄された。(戦後に人民党閥崩壊後は彼は民主党議員に当選し文部大臣等を歴任した。)反乱鎮圧後政府は政府批判派を全て「旧体制復帰をめざす反動派」として逮捕投獄した。

ポーワラデートの乱後プラチャーティボック王は国外に去り、1935年3月英国で退位を發表した。

一方、立憲革命を起こした人民党は日本政治をどう評価していたのであろうか。人民党は1927年2月にパリで留学中の少壮軍人や文官によって結成された。革命後人民党軍人派の中心となりポーワラデートの乱鎮圧に成功したのち国防相に就任し、1938年末には首相の座を得たピブーンソクラームについてみよう。彼は立憲革命の目的はタイを大国にすることにあると語り、国民に対し人民党政府の施策によりタイが大国への道を歩き始めたことをP. R. し続けた。彼のいう大国とは日本及び欧米諸国であった。これらの大国を見たとき共通に見いだせるのは立憲体制であり、軍事大国である。ピブーンソクラームは大国の

要件としてこの2点を強調した。

1935年12月10日の憲法記念日のラジオ演説においてピブーンソクラーム国防相は「英、日、仏、独、米といった大国は現在の我々と同じ政治体制で長らく統治してきた。公平な気持ちでいえばこれらの国はシャムと比べものにならないほど発展している。かれらが発展した理由としてその統治方法が正しい道に合致していたからであると私は考える。これらの諸大国が用いる統治の方法は人民の考えによって統治する方法、即ち、人民自身による統治である。この方法をわが国も実行し続ければ、これらの大国に追いつくことが期待できる。」と語り、1939年6月24日の革命記念日のラジオ演説では「国家の軍事力を示す以外には外国人をして我々のNATIONを恐れさせ、畏怖させ、尊敬させることはできません。外国に行ったことのある人なら誰でもこの重要性を感じたことがあるでしょう。私自身の外国にいる時の経験でも西洋人がどこの国からきましたかと尋ね、もし植民地からと言おうものなら彼らは口をきこうともしない、しかし同じ東洋人でも日本からと答えると西洋人は同等の態度で話をしようとする。日本人がどうして立派な人間として遇されるのか、私は軍事力だけであると考える。軍隊の重要性はこれほどであるから全てタイ人は軍事力が真の力になるように協力すべきである。」と語っている。

ピブーンソクラームには日本は欧米の大国に並ぶものとして扱われている。ただ、日本は同じ東洋の国でありタイにとっては良き模範となる。しかしこれ以上には、例えばROYALISTに見られるような内面的な共感はみられない。

他方、人民党にも、ROYALISTにも属さない第3勢力というべき選挙で当選してきた人民代表議会議員（憲法は最初の10年に限り一院制人民代表議会の議員中2分の1を政府が選任することを認めたが、これに該当しない選出議員）は政党活動を認めない人民党政府に対し政党法を定め政党活動を公認させようとしたが、政党法案の審議において日本を政党政治先進国として評価している。1935年2月に政党法案を国会に提案したユーキアン議員は「英とか、仏の文明国はシャムは民主主義に変わったが、政党は存在しないと知ったら馬鹿にして嘲笑するでしょう。我々議員は近いうちに訪日するが日本人に政党はあるかと聞かれて、無いと答えればどうしてかと尋ねられよう。この質問には絶対に答えられない。全く理由はないからである。」と提案理由を説明した。また、1939年7月における第2次政党法案審議においては提案者のブラヤー・ウィットゥンタムピネート議員は「民主主義で統治する国は世界中どこでも、そのうちの大先達というべき英、仏、日、米には・・・政党があり、しかも昔からある。我々も同じく民主主義で統治しているのに未だに政党がない。」と演説している。

このように立憲革命期においてもこの時期の3大勢力が各々自分に好都合な日本政治の側面を取り上げその主張を正当化するために利用したことがわかる。

人名

チュラーロンコーン王（在位1868-1910）

プリサダーン親王 (1852-1935)
 ピタヤーロンコーン親王 (1877-1945)
 ワチラーウット王 (在位1910-1925)
 クン・トゥアイハーンピタック大尉 (1882-1959)
 プラチャーティボック王 (在位1925-1935)
 プラヤー・サラーパイピバット海軍大佐 (1890-1968)
 ピブーンソククラム元帥 (1897-1964)

日本政治に関するタイ語文献 (戦前までの単行本)

出版年

- 1904・9・1 ピタヤーロンコーン親王 「ロシアと日本の戦争」 672p.
 1907・10・8 ボール・マ・クルン「中日戦記」 1782p.
 1912 ワチラーウット王 (Asvabahu) [Japan for Example] in
 Asian Miscellany, pp.49-76.
 1920・12・10 ジュピター「日本史」 299p.
 1930・11・30 ルアン・ウィットワートカーン「世界史第8巻—日本
 編」
 1930・11 ルアン・ウィットワートカーン「日本の特質」 64p.
 1930 プラヤー・アーヌパーブトライポップ「日露戦争史」
 582p.
 1932 「東方の国旅行記」 203p.
 1932・6・1 ルアン・シントゥソククラムチャイ「日露戦争」537p.
 1933・8・31 プラヤー・サラーパイピバット「私の正夢」 297p.
 1933・8 プラ・サノーボチャナパーク「ボーイスカウト日本訪問記」
 49p.
 1935・4・26 セーン・マナウィトーンほか「日本の仏教」89p.
 1935・8・10 サティアン・バンタランシー訳「武士道」
 1935・10・10 エーシア「日本からの教訓」95p.
 1936・3・20 タヌアン・チャートゥプラユーン「大日本」232p.
 1936・3・20 サニット・チャルーンラット「シャムと日本」360p.
 1937・10 バーバラ「中国は日本と戦う」
 1938・3・3 シーサラークン「日本の警察」243p.
 1938・9・30 シリ・ポンタット「日本政治史」695p.
 1938・12 ピチットチラパー・テーワクン訳「二宮翁夜話」173p.
 1940・3・12 スパー・シリマノン「どうして、何故に日本はアジア大陸
 を支配しようとするのか」196p.
 1940。10。19 ルアン・カートソククラム「日本を進歩させた原因」
 182p.